

# 練馬区における「放課後子どもプラン」

平成 20 年 3 月

# 目次

はじめに .....	1
I 基本方針 .....	2
II 計画期間 .....	2
III 事業内容 .....	2
IV 年次計画 .....	3
V 利用者数の見込み（平成 19～21 年度） .....	3
VI 実施体制 .....	5
VII 検討経過 .....	6
VIII 資料	
① 練馬区における「放課後子どもプラン」検討委員会設置要綱 ...	7
② 練馬区における「放課後子どもプラン」関係者会議の設置について .....	9
③ 練馬区における「放課後子どもプラン」関係者会議の提言 ...	11
④ 練馬区における「放課後子どもプラン」運営委員会設置要綱 ...	14
⑤ 学童クラブ事業（平成 19 年度学童クラブ入会のしおりから） ...	16
⑥ 学校応援団・児童放課後等居場所づくり（ひろば）事業 （平成 19 年度学校応援団のしおりから） .....	20
⑦ 児童放課後等居場所づくり事業実施要領 .....	25

## はじめに

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化、地域的つながりの希薄化、安全安心に対する関心の高まりなど子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。

練馬区では、昭和 40 年から開始した共働き家庭など保育に欠ける児童に対して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る学童クラブ事業と、小学校を活用して平成 16 年度から開始した地域の協力を得て実施されている学校応援団の児童放課後等居場所づくり事業（以下、「ひろば事業」という。）を実施しており、この両事業の長所を活かし、放課後等における子どもの安全で安心な居場所づくりを進めることが必要であると考えておりました。

折から、国は平成 19 年度から、放課後等に子どもの安全で健やかな居場所づくりを進めるため、原則としてすべての小学校区において、文部科学省が所管する「放課後子ども教室推進事業」および厚生労働省が所管する「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策として、放課後子どもプラン推進事業を実施することを決定いたしました。

これを受けて、国の事業との整合性を図り、放課後における子どもの安全・安心対策をさらに推進するため、平成 19 年 5 月に庁内に練馬区における「放課後子どもプラン」検討委員会を設置しました。さらに 8 月には、学校応援団や学校開放運営委員会関係者、学童クラブ保護者等の代表者などで構成する、練馬区における「放課後子どもプラン」関係者会議を設置し、基本的な取組みの考え方や学童クラブ事業とひろば事業の連携等について提言をいただきました。

このたび、この提言を踏まえ、学童クラブ事業とひろば事業との連携方策や年次計画、利用者数の見込み等を盛り込んだ、練馬区における「放課後子どもプラン」を策定します。

## I 基本方針

- 1 学校応援団を平成 22 年度までに全小学校に設置し、ひろば事業を実施します。
- 2 学童クラブと学校応援団のひろば事業の連携を図るため、小学校外にある学童クラブは、順次、小学校内に整備します。
- 3 練馬区における「放課後子どもプラン」を推進し、子どもの安全・安心な居場所の拡充をする中で、学童クラブ待機児の解消を図ります。
- 4 平成 19 年度および 20 年度に連携のモデル実施を行い、21 年度から本格実施をします。

## II 計画期間

練馬区における「放課後子どもプラン」の計画期間は、平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間とします。

## III 事業内容

どの子どもとでも一緒に過ごせ、子どもたちが本来持っている主体性や自発性、そして創造性を伸ばすことができるように、学童クラブ事業とひろば事業とが、次のような居場所や遊びを共有し、連携する中で、放課後等の子どもたちの生活を豊かにするよう、取り組んでいきます。

- 1 居場所の共有を図ります。  
校庭、図書館、体育館、ひろば室、学童クラブ室などを使って遊びます。
- 2 遊びのプログラムを共有します。  
季節行事（七夕など）などを共催行事で行います。
- 3 学童クラブ指導員とひろば事業スタッフの連携を図ります。  
居場所や遊びのプログラムを共有する中で、怪我や事故などの問題が生じた場合は、学童クラブ指導員とひろば事業スタッフが協力して問題解決に当たります。
- 4 各学校ごとに設置される、学校、学校応援団、学童クラブの関係者で構成する連絡会議で、共通の活動ルールや遊びのプログラムなどについて協議し、事業の円滑な運営に努めます。
- 5 モデル実施を検証する中で、事業の充実を図ります。

#### Ⅳ 年次計画

年度	連携		
	内容	実施校	
		ひろば事業実施校で 校内に学童クラブが 有る学校	ひろば事業実施校で 校内に学童クラブが 無い学校
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル実施の連携内容は、居場所の共有や、共催行事の実施。</li> <li>学校、学童クラブ、ひろば事業関係者の連絡会議を設置。</li> <li>モデル実施を検証し、20年度モデル実施の運営内容等について検討。</li> </ul>	モデル実施 1校	
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル実施校を拡大。</li> <li>モデル実施を検証し、平成21年度の本格実施に向けて、運営内容等を定める。</li> </ul>	モデル実施 7校（*1）	モデル実施 9校（*1）
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>本格実施を開始し、順次拡大を進める。</li> </ul>	38校（*2）	18校

\*1：平成19年度末にひろば事業を開始している見込みの16校でモデル実施します。

\*2：38校は学校内に学童クラブがある全小学校数。このうち3校（中村西小、大泉北小、春日小）は、平成20年度に学校内に学童クラブを建設し、平成21年度から運営を開始します。

【参考：学校応援団設置計画】 練馬区中期実施計画（平成20年度から22年度）より

19年度末 実績見込み	今後の 必要事業量	年度別計画			
		20年度	21年度	22年度	合計
16校	49校	20校	20校	9校	49校 (累計65校)

#### Ⅴ 利用者数の見込み

【19年度】

	実施校	児童数 (人/校) (H19.5.1 現在)	登録児童数 (人/校)		年間実施 予定日数 (日/校) (*1)	年間利用者数の 見込み (人) (*2) [人/校・日]
			ひろば 登録児 童数 (人)	学童クラブ 在籍児童数 (人)		
校内に学童 クラブが有 る学校	豊玉南小	420	339		47	3,760 [80]
			294	45		

\*1：モデル実施期間（平成20年1月15日～3月21日）のうち、土、日、祝日を除いた日数です。

\*2：利用者数は1日あたり、ひろば事業は登録児童数の15%、学童クラブは出席率を80%として算出しています。

【20年度】

	実施校	児童数 (人/校) (*1)	登録児童数 (人/校)		年間実施 予定日数 (日/校) (*3)	年間利用者数 の見込み (人) (*4) [人/校・日]
			ひろば 登録児童数 (人/校) (*2)	学童クラブ 在籍児童数 (人/校)		
校内に学童ク ラブが有る学 校	7校	500	390		200	17,000 [85]
			350	40		
	合計	3,500	2,730		1,400	119,000
校内に学童ク ラブが無い学 校	9校	500	390		11 (*5)	935 [85]
			350	40		
	合計	4,500	3,510		99	8,415
総計		8,000	6,240		1,499	127,415

<校内に学童クラブが有る学校>

豊玉南小、早宮小、仲町小、練馬第二小、大泉学園緑小、南が丘小、八坂小

<校内に学童クラブが無い学校>

豊玉東小、中村西小、南町小、高松小、春日小、上石神井小、関町小、大泉北小、南田中小

\*1：全校児童数を1校あたりの平均児童数（500名）として算出しています。

\*2：ひろば事業登録数は全校児童×0.7で算出しています。

\*3：三季休業日と土、日、祝日を除いた日数で算出しています。

\*4：利用者数は1日あたり、ひろば事業は登録児童数の15%、学童クラブは出席率を80%として算出しています。

\*5：8月（夏休み）を除く毎月1回で算出しています。

【21年度】

	実施校	児童数 (人/ 校) (*1)	登録児童数 (人/校)		年間実施 予定日数 (日/校) (*3)	年間利用者数 の見込み (人) (*4) [人/校・日]
			ひろば 登録児童数 (人/校) (*2)	学童クラブ 在籍児童数 (人/校)		
校内に学童ク ラブが有る学 校	38校	500	390		200	17,000 [85]
			350	40		
	合計	19,000	14,820		7,600	646,000
校内に学童ク ラブが無い学 校	18校	500	390		11 (*5)	935 [85]
			350	40		
	合計	9,000	7,020		198	16,830
総計		28,000	21,840		7,798	662,830

\*1：全校児童数を1校あたりの平均児童数（500名）として算出しています。

\*2：ひろば事業登録数は全校児童×0.7で算出しています。

\*3：三季休業日と土、日、祝日を除いた日数で算出しています。

\*4：利用者数は1日あたり、ひろば事業は登録児童数の15%、学童クラブは出席率を80%として算出しています。

\*5：8月（夏休み）を除く毎月1回で算出しています。

## Ⅵ 実施体制

### 1 庁内検討委員会

全庁的な運営調整を図るため、企画部、児童青少年部、学校教育部、生涯学習部で構成する、練馬区における「放課後子どもプラン」庁内検討委員会を設置し、学童クラブ事業と学校応援団のひろば事業の連携のあり方や具体的な取り組みについて、検討を進めます。

### 2 運営委員会

#### (1) 設置

練馬区における「放課後子どもプラン」の効果的な事業運営と、事業計画を円滑に推進する観点から、学校関係者、学童クラブ保護者、学校応援団関係者、学校開放委員会代表者、PTA代表、青少年育成地区委員会代表者、行政関係者等で構成する練馬区における「放課後子どもプラン」運営委員会を設置します。

#### (2) 役割

事業計画、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、事業実施後の検証・評価等を検討します。

### 3 連絡会議

練馬区における「放課後子どもプラン」を推進するため、学校、学校応援団、学童クラブの関係者で構成する連絡会議を各学校ごとに設置します。

### 4 コーディネーター

練馬区における「放課後子どもプラン」の円滑な実施と放課後対策の総合的な調整役として、地域、学校、学童クラブ等の連絡・調整するコーディネーターを配置します。

コーディネーターの人選については、各学校ごとに設置される連絡会議の中で決定していきます。

## Ⅶ 検討経過

「庁内検討委員会」の正式名称：練馬区における「放課後子どもプラン」検討委員会

「関係者会議」の正式名称：練馬区における「放課後子どもプラン」関係者会議

「運営委員会」の正式名称：練馬区における「放課後子どもプラン」運営委員会

平成 19 年 5 月 28 日	第 1 回庁内検討委員会 設置要綱、関係者会議、策定スケジュール
平成 19 年 6 月 20 日	第 2 回庁内検討委員会 事業実施案の検討
平成 19 年 7 月 19 日	第 3 回庁内検討委員会 事業計画案の検討
平成 19 年 8 月 22 日	第 4 回庁内検討委員会 事業計画案の策定
平成 19 年 8 月 30 日	第 1 回関係者会議 設置、国の「放課後子どもプラン」概要説明、練馬区の 検討状況、今後のスケジュール、事業計画案について のご意見
平成 19 年 9 月 10 日	第 2 回関係者会議 論点について説明、意見交換
平成 19 年 10 月 1 日	第 5 回庁内検討委員会 関係者会議の意見集約、論点検討
平成 19 年 10 月 11 日	第 3 回関係者会議 意見のまとめ
平成 19 年 11 月 8 日	第 6 回庁内検討委員会 関係者会議の意見を受けて事業計画案修正検討
平成 19 年 11 月 20 日	関係者会議座長・副座長から区長へ提言を提出
平成 19 年 12 月 20 日	第 7 回庁内検討委員会 モデル事業検討
平成 20 年 1 月 24 日	第 8 回庁内検討委員会 事業計画案策定
平成 20 年 2 月 26 日	第 1 回運営委員会 事業計画案について意見交換
平成 20 年 3 月 5 日	第 9 回庁内検討委員会 事業計画策定



## Ⅷ 資料

### 資料-① 練馬区における「放課後子どもプラン」検討委員会設置要綱

19 練教生第 893 号

平成 19 年 6 月 22 日

(設置)

第 1 条 練馬区における「放課後子どもプラン」の策定等を検討するため、練馬区における「放課後子どもプラン」検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、つぎの各号に掲げる事項について審議し、必要に応じて区長に報告する。

- (1) 練馬区における「放課後子どもプラン」の策定に関する事項
- (2) 練馬区における「放課後子どもプラン」実施に向けた関係者会議に関する事項
- (3) 学校応援団事業と学童クラブ事業の連携に関する事項
- (4) 前各号の他、区長が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- 2 委員長は、教育委員会生涯学習部長とする。
- 3 副委員長は、健康福祉事業本部児童青少年部長とする。
- 4 委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 前項の規定にかかわらず、委員長は、別表第 1 に掲げる者のほか、必要と認める者を委員に充てることができる。

(会議)

第 4 条 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習部生涯学習課と健康福祉事業本部児童青少年部計画調整担当課が共同で処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は委員長が、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 22 日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

委 員
学校教育部長
企画課長
子育て支援課長
計画調整担当課長
青少年課長
施設課長
生涯学習課長
企画課企画主査
子育て支援課庶務係長
子育て支援課子ども育成係長
子育て支援課児童施設係長
計画調整担当課計画調整主査
計画調整担当課児童施設支援係長
青少年課青少年係長
施設課学校施設係長
生涯学習課生涯学習主査
生涯学習課学校応援団・開放係長

練馬区における放課後子どもプラン検討委員会 委員名簿

	役職	氏名	備考
1	生涯学習部長	郡 榮作	委員長
2	児童青少年部長	犬塚 隆	副委員長
3	学校教育部長	荻原 博	
4	企画課長	琴尾 隆明	
5	児童青少年部子育て支援課長	浅野 明久	
6	〃 計画調整担当課長	大津 敏久	
7	〃 青少年課長	角井 稔	
8	学校教育部施設課長	細川 保雄	
9	生涯学習部生涯学習課長	(部長事務取扱)	
10	企画課企画主査	本橋 隆春	
11	〃 〃	鴫田 亨	
12	子育て支援課庶務係長	安孫子 啓次郎	
13	〃 子ども育成係長	岩田 正弘	
14	〃 児童施設係長	福本 正	
15	計画調整担当課計画調整主査	安藤 孔一	
16	〃 児童施設支援係長	及川 義弘	
17	青少年課青少年係長	百丈 博世	
18	施設課学校施設係長	下田 雅夫	
19	生涯学習課生涯学習主査	菊地 千恵子	
20	〃 学校応援団・開放係長	相馬 まゆみ	

## 資料-② 練馬区における「放課後子どもプラン」関係者会議の設置について

19 練教生第 1065 号

平成 19 年 7 月 3 日

### 1 設置目的

・練馬区が策定する練馬区における「放課後子どもプラン」に、区民の意見を反映させるために、練馬区における「放課後子どもプラン」関係者会議（以下「関係者会議」という。）を設置する。

### 2 所掌事項

・関係者会議は、練馬区における「放課後子どもプラン」を練馬区が策定するに当たって意見をまとめ区長に報告する。

### 3 構成

・関係者会議は、つぎに掲げる者および団体の代表者で構成され、区長が委嘱または任命する。

- |     |               |       |
|-----|---------------|-------|
| (1) | 小学校校長会        | 2 人以内 |
| (2) | 小学校 P T A 連合会 | 2 人以内 |
| (3) | 学校応援団関係者      | 2 人以内 |
| (4) | 学校開放運営委員      | 2 人以内 |
| (5) | 学童クラブ保護者      | 2 人以内 |
| (6) | 主任児童委員        | 2 人以内 |
| (7) | 青少年育成地区委員会委員  | 2 人以内 |
| (8) | 生涯学習課長        |       |
| (9) | 子育て支援課長       |       |

- ・関係者会議に、座長および副座長を置き、関係者会議委員の互選により定める。
- ・座長は、関係者会議の会議を主宰し、関係者会議を代表する。
- ・座長に事故があるときまたは座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

### 4 謝礼

- ・前項（2）～（7）の委員に対し、謝礼を支払うこととする。
- ・謝礼の額は、日額 1,000 円とする。

### 5 会議

- ・関係者会議は、座長が招集する。
- ・座長は、必要に応じて、関係者会議以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

### 6 庶務

・関係者会議の庶務は、教育委員会生涯学習部生涯学習課と健康福祉事業本部児童青少年部計画調整担当課が共同で処理する。

### 7 その他

- ・その他、委員会の運営等に必要な事項は座長が、別に定める。

練馬区における「放課後子どもプラン」関係者会議委員名簿

NO.		肩書き	氏名	備考
1	小学校校長会	南が丘小学校 校長	並木 満行	
2		谷原小学校 校長	森田 善朗	
3	小学校PTA連合会	豊玉第二小学校 PTA会長	和田 尚武	副座長
4		開進第三小学校 PTA会長	前田 明美	
5	学校応援団関係者	豊玉南小学校応援団 団長	茅根 正明	
6		大泉北小学校応援団 事務局長	伊藤 ちほ子	
7	学校開放運営委員	小竹小学校開放運営委員会 委員長	土田 秀行	座長
8		石神井小学校開放運営委員会 委員長	小島 延親	
9	学童クラブ保護者	大泉学園地区区民館第二学童クラブ保護者	杉山 由美子	
10		豊玉南小学童クラブ保護者	影澤 勝	
11	主任児童委員	こどもクラブ「赤とんぼ」施設長	遠藤 美紗枝	
12	青少年育成地区委員会委員	第1地区委員会会長	松田 泰昌	
13	生涯学習課長	生涯学習部長事務取扱	郡 榮作	
14	子育て支援課長	児童青少年部参事事務取扱	浅野 明久	

## 練馬区における「放課後子どもプラン」についての提言

### はじめに

少子化や核家族の進行、就労形態の多様化、不審者情報の氾濫など、子どもを取り巻く環境の変化の中で、すべての子どもたちが安心して過ごせる放課後の居場所づくりが求められています。

このたび、国の総合的な児童放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を受けて、練馬区における「放課後子どもプラン」を策定するにあたり、平成 19 年 8 月 30 日に練馬区における「放課後子どもプラン」関係者会議が設置され、意見をまとめ区長への報告を依頼されました。

練馬区における「放課後子どもプラン」での児童の放課後の居場所としては、昭和 40 年度から開始した共働き家庭など留守家庭児童に対して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る学童クラブと、平成 16 年度から開始した地域の人々の参画を得て実施されている学校応援団のひろば事業との 2 つの事業があります。

練馬区における「放課後子どもプラン」関係者会議ではお互いの事業の内容等を踏まえ、補えあえる関係づくりを検討しました。その関係づくりは区民と行政との協働を意味し、その実践の場のひとつを提供することになると思います。この提言を受けて、子どもたちを中心に据えた事業の策定がなされることを期待します。

### 1. 基本的な考え方

#### ①すべての子どもたちを対象に考える

どの子どもとでも一緒に過ごせ、子どもたちが本来持っている主体性や自発性、そして創造性を伸ばすことができる場を提供することを求めます。できれば練馬区内の子どもはどの学校でも受け入れられる体制があると、より一層充実した事業になると考えます。

#### ②実施場所

学校内で実施されることが望ましいと考えます。学校応援団のひろば事業については、全小学校で早期に実施されることを求めます。また、学童クラブも同様に学校内への移設を求めます。当面の方向性としては、現在同じ学校内で、両事業を実施している学校での連携を密にし、徐々に関係性を強化する方向を目指すべきだと考えます。

#### ③子どもプランの仕組み

学童クラブは帰宅しても保護者がいない児童の生活の場であり、一方、学校応援団のひろば事業は子どもたちが安全安心に過ごせる居場所の提供です。この両事業の差を埋めることは難しい面があると考えますので、現状では一体化として新しい仕組みを求めず、どのような連携ができるかを検討すべきだと考えます。

#### ④ひろば事業の土曜日・三季休業中の実施

小学校への入学児童は横ばいでも、学童クラブの入会希望者は右肩上がりで推移しており、待機児童が出ています。

練馬区における「放課後子どもプラン」関係者会議では、学童クラブの待機児童の解消策のひとつとして、学校応援団のひろば事業を土曜日・三季休業中も全校で実施することを求める意見と、土曜日・三季休業中にも校庭と図書館を利用して実施している学校開放事業があるので、あえてひろば事業を実施しなくても、子どもたちの居場所は確保されているし、現状のひろば事業のスタッフで実施するのは困難であるとの意見が出され、土曜日・三季休業中の実施について統一した結論に至りませんでした。

## 2. ひろば事業と学童クラブの連携について

### ①連携方策

連携にあたっては居場所の共有から始め、徐々に連携の度合いを広げ、深めていくことが良いと考えます。連携を強化していく上で課題となるのは、学童クラブの多くの決まりごとや制約であると考えます。将来的にはそれらを見直し、学童クラブの入会要件や基準の変更まで検討されることが、本質的な連携につながると考えます。

一方、学校応援団のひろば事業は地域の人々の努力や善意のボランティアで成り立っている事業であるため、その担うべき人材確保に困難さを見出している地域が少なくありません。学童クラブとの連携強化や待機児童の解消のために土曜日や三季休業中の実施を検討しても、現状では難しいのが実態です。人材確保を民間事業者に委託する方法も考えられます。しかしながら、学校応援団のひろば事業の大きなメリットの一つとして、子どもたちが地域の人たちとのつながりができることがあるので、人材確保の方策についてはいろいろな選択肢を検討してみることが必要であると考えます。

### ②責任体制

子どもたちの活動に伴う事故や怪我の対応は、学校応援団のひろば事業と学童クラブで差があるべきではないと思います。それには練馬区の学校に通っている子どもたちが一括して入れるような形の保険に加入するよう進めるべきです。また、保険以外の面での学校応援団のひろば事業と学童クラブの対応の違いを明確にし、基本的にはそれぞれの子どもの最終責任はそれぞれに帰属することを確認して、関係者に周知することが肝要であると考えます。

### ③コーディネーター

どういう人材が望ましいかは意見の分かれるところです。考えられるのは児童館、学童クラブの指導員や学校応援団のひろば事業のスタッフです。学校、地域、学童クラブなどに精通した人材を確保するよう望みます。

## 3. モデル事業について

19年度、20年度の2か年で連携のモデル校を決定して実施をし、その成果を経て21年度からの本格実施に備えることが必要であると考えます。19年度については、なる

べく早く実施していただきたいと思います。

モデル校での連携は、まずは居場所の共有から始め、当初は学童クラブの子どもたちが、ひろば事業の場所へ遊びに行くという形をとり、ひろば事業の中で、すべての子どもたちを区別することなく見守っていくことが大事です。

学童クラブ職員と学校応援団のひろば事業スタッフとの連携は、その先のステップになると考えます。学童クラブ指導員はその専門性を発揮して、ひろば事業への寄与が期待できます。学校応援団のひろば事業スタッフも経験を積むことで安定した運営が可能になると考えます。

また、児童館・地区区民館等の小学校外にある学童クラブと学校応援団のひろば事業との連携は、イベントや季節行事を行い、子どもどうしの親睦を深める努力を期待します。

## おわりに

練馬区における「放課後子どもプラン」を実施するにあたり、練馬区には学校応援団という先行事業があり、地域との協働で一定の成果を上げてきています。また、学童クラブは民間も含めると施設数が90を超え、23区で最も多い施設数にもかかわらず、待機児童がなくなる状況がつついています。両事業が連携することにより、新たな放課後の居場所づくりの仕組みが見えてくることを期待して、提言いたします。

## 資料-④ 練馬区における「放課後子どもプラン」運営委員会設置要綱

19 練教生第 3689 号  
平成 20 年 2 月 12 日

(設置)

第 1 条 練馬区における「放課後子どもプラン」の効果的な事業運営と、事業計画を円滑に推進する観点から、学校関係者、学童クラブ保護者、学校応援団関係者、学校開放運営委員会代表者、PTA 代表、青少年育成地区委員会代表者、行政関係者等で構成する練馬区における「放課後子どもプラン」運営委員会（以下「運営委員会」という）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 運営委員会は、事業計画、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、事業実施後の検証・評価等を検討する。

(構成)

第 3 条 運営委員会は、つぎに掲げる者および団体の代表者で構成され、区長が委嘱または任命する。

- |                   |       |
|-------------------|-------|
| (1) 小学校校長会        | 2 人以内 |
| (2) 小学校 P T A 連合会 | 2 人以内 |
| (3) 学校応援団関係者      | 2 人以内 |
| (4) 学校開放運営委員      | 2 人以内 |
| (5) 学童クラブ保護者      | 2 人以内 |
| (6) 主任児童委員        | 2 人以内 |
| (7) 青少年育成地区委員会委員  | 2 人以内 |
| (8) 生涯学習課長        |       |
| (9) 子育て支援課長       |       |

2 運営委員会に、座長および副座長を置き、運営委員会委員の互選により定める。

3 座長は、運営委員会の会議を主宰し、運営委員会を代表する。

4 座長に事故があるときまたは座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(任期)

第 4 条 運営委員会委員の任期は、委嘱または任命の日から、その年度の末日までとする。

(謝礼)

第 5 条 前項 (2) ～ (7) の委員に対し、謝礼を支払うこととする。

2 謝礼の額は、日額 1,000 円とする。

(会議)

第 6 条 運営委員会は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて、運営委員会以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 運営委員会の庶務は、教育委員会生涯学習部生涯学習課と健康福祉事業本部児童青少年部計画調整担当課が共同で処理する。

(その他)

第 8 条 その他、委員会の運営等に必要な事項は座長が、別に定める。

付則

この要綱は、平成 20 年 2 月 12 日から施行する。



練馬区における「放課後子どもプラン」運営委員会委員名簿

NO.		肩書き	氏名	備考
1	小学校校長会	南が丘小学校 校長	並木 満行	
2		谷原小学校 校長	森田 善朗	
3	小学校PTA連合会	豊玉第二小学校 PTA会長	和田 尚武	副座長
4		開進第三小学校 PTA会長	前田 明美	
5	学校応援団関係者	豊玉南小学校応援団 団長	茅根 正明	
6		大泉北小学校応援団 事務局長	伊藤 ちほ子	
7	学校開放運営委員	小竹小学校開放運営委員会 委員長	土田 秀行	座長
8		石神井小学校開放運営委員会 委員長	小島 延親	
9	学童クラブ保護者	大泉学園地区区民館第二学童クラブ保護者	杉山 由美子	
10		豊玉南小学童クラブ保護者	影澤 勝	
11	主任児童委員	こどもクラブ「赤とんぼ」施設長	遠藤 美紗枝	
12	青少年育成地区委員会委員	第1地区委員会会長	松田 泰昌	
13	生涯学習課長	生涯学習部長事務取扱	郡 榮作	
14	子育て支援課長	児童青少年部参事事務取扱	浅野 明久	

## 資料⑤ 学童クラブ事業（平成19年度学童クラブ入会のしおりから）

### 学童クラブとは

練馬区では、小学校1年生から3年生（心身に障害を有する児童は6年生）に在籍する保育に欠ける児童に対し、健全な育成を図ることを目的に学童クラブ事業を運営しています。

学童クラブは、年齢の異なる子どもたちが、良い環境と指導員の適切な指導のもとに、遊びや生活を通して協力しあい、楽しく生き生きとした放課後の生活を送る場所です。

平成19年3月現在区内90か所にて学童クラブを運営しています。施設形態として児童館内（18クラブ）、地区区民館内（17クラブ）、厚生文化会館内（1クラブ）、小学校内（39クラブ）、保育園併設（4クラブ）、その他単独（11クラブ）があります。

#### 1 入会対象となる児童

以下の要件をともに満たす児童が対象になります。

- (1) 住所、学年とも下記に該当する児童
  - ・ 小学校1年生から3年生（心身に障害を有する児童については6年生まで）
  - ・ 区内在住の児童または区外在住で練馬区立小学校に通学する児童
- (2) 学童クラブ入会基準に、保護者、児童ともに該当する児童  
（「練馬区立学童クラブ案内」をご確認ください）

#### 2 保育日・保育時間

- (1) 保育日 月曜日～土曜日（国民の祝日および12月29日から1月3日を除きます）
- (2) 保育時間 月曜日から金曜日……放課後から午後6時まで。  
（夏休み等の学校休業日は、午前9時から午後6時まで）  
土曜日 ……午前9時から午後5時まで。

※ 毎月第1・第3土曜日は、職員に代わる指導員（土曜学童指導員）が保育を行います。

#### 3 学童クラブ保育料

平成19年度の学童クラブ保育料は、児童一人あたり月額5,500円です。  
同一世帯2人目以降の児童の保育料は月額4,500円です。

##### ※ 納入方法

金融機関や郵便局の口座からの口座振替・自動払込による方法をお願いしています。効率的な事務処理にご協力ください。口座振替がご利用できない場合には、納付書によるお支払になります。

##### ※ 免除制度があります（毎年度申請が必要です）。

生活保護世帯、平成19年度住民税非課税世帯に該当する方は、申請により保育料が免除されます。保育料免除申請書は入会承認通知に同封し、全員にお送りしております。

- ・ 免除に該当する方でも申請されないと、免除になりませんのでご注意ください。
- ・ 免除となるのは申請した月からです。遡って免除にはなりません。
- ・ 昨年度免除決定を受けていた方で、引き続き免除を受けようとする場合も、必ず免除申請書をご提出ください。（審査の結果免除にならない場合もあります。）

## クラブの一日は

### 学校がある日の場合

#### ○ 「ただいま」「おかえりなさい」

学校から子どもたちが帰ってきます。

明るく元気な「ただいま!」。ニッコリ笑うだけのはにかみ屋の「ただいま」。何があったのかふくれっ面で無言の「……」。ひとりひとりの子どもたちの表情や会話から、子どもの状態をよみとると同時に、連絡帳等で家庭からの連絡事項を確かめます。

#### ○ 友だちといっしょに

遊びは学童クラブの生活の中心です。異年齢集団である学童クラブの特性に配慮しながら、指導員の適切な指導のもとに、室内遊び、外遊び、宿題とそれぞれ思い思いにすごします。創作活動や行事の準備などに子どもたちみんなで取り組むことによってお互いに理解し合い、友だちと一緒に楽しいときを過ごしていきます。

#### ○ 遊び場

クラブで決められた範囲内の安全な場所（児童館や校庭等）で遊びます。指導員の引率で公園や子どもたちに適した遊び場へ出かけることもあります。一定の制約があるのが現状です。

#### ○ 宿題

宿題はすませてからあそぶように声をかけますが、ご家庭での点検をお願いします。

#### ○ おやつ

子どもの成長期にとって、おやつは不可欠なものです。またクラブの全員が顔をそろえる交流の場としても大切です。おやつの準備や片付けも、子どもたちが主体的に行えるように働きかけます。

#### ○ おそうじ

自分たちの生活の場であるクラブ室は、自分たちできれいにします。

#### ○ 「さようなら」

寄り道をせず、車に気をつけて自宅に帰るよう注意をうながし、「またあしたね」と声をかけて学童クラブ室から送りだします。保護者などのお迎えで帰宅するお子さんと、方向別に集団で帰宅するお子さんがいます。

#### ○ 学童クラブの行事

多くの学童クラブが行っている行事には次のものがあります。

4月 …… 新入生歓迎会

12月 …… おたのしみ会（クリスマス会）

3月 …… お別れ会

その他…… 誕生会、おやつ作り、縁日（お店やさんごっこ）、遠足

※ 行事によっては保護者の方に参加していただくものもあります。また行事実施に必要な費用を負担していただく場合もあります。

※ 上記の流れのほかにも、学童クラブによってさまざまな工夫をこらしています。

## 入会前にお願したいこと

- ・ 鍵の開け閉め、自宅と学童クラブまでの道順、学校までの通学路の安全対策について親子で話し合っておきましょう。
- ・ すべての持ち物には、かならず名前を書いてください。

## 学童クラブQ&A

### 1 クラブを欠席、早退するときは？

事前に分かっているときは、連絡帳に書いてください。

当日の場合は、電話でも構いませんが、入会基準・子どもの生活全体に関することなので必ず保護者が連絡してください。子どもの所在をはっきりさせることで、保護者、指導員ともに安心できます。

(出欠の確認のため、職場等にご連絡をすることがあります。)

塾や習い事等の定例の欠席、早退は、子どもの生活全体に関することなので、事前に学童クラブ指導員と相談してください。

### 2 給食のないときは？

学校休業日等で給食がないときは、お弁当が必要です。

栄養、鮮度の面からできるだけ手作りのものにして、飲物に関しては、清涼飲料水やおやつに類する甘いものは避けてください。

クラブでは衛生面に配慮し保管しています。

### 3 けがをしたり具合が悪くなったときは？

子どもたちが安心して遊べるよう配慮していますが、もしクラブでけがをしたときは、その程度によってクラブで応急手当てをしたり、保護者へ連絡のうえ、クラブから直接病院へ行き、処置することがあります。

事故の内容によっては、区で加入している保険が適用される場合があります(特別区自治体総合賠償責任保険)。ただし、お子さん自身が原因のけがや友人間のけが・物損事故等の場合は、保険が適応されませんので、あらかじめ各ご家庭で保険加入等の対応をお願いいたします。

また学童クラブで具合が悪くなったときは、安静にさせ、場合によっては保護者に連絡をとり、お迎えをお願いする場合があります。

詳細については、別添の「学童クラブにおける病気・ケガの対応について」をご覧ください。

### 4 保護者と指導員とのコミュニケーションは？

学童クラブは子どもたちの成長発達の間として大切なところです。したがって、わが子のこと、友だちのこと、学童クラブのことについて保護者と指導員がコミュニケーションを持つ必要があります。

そのため各学童クラブでは保護者会を開催したり、日常的には「クラブだより」や連絡帳を活用しています。

個別に子どもに関する相談がありましたら、早めに遠慮なくお知らせください。

### 5 子どものお迎えは？

子どもたちは、原則として帰る方向ごとに班を編成して一緒に帰宅するようにしています。しかし、子どもが被害者になる事件が社会問題化している中、事件を未然に防ぐためには子どもを一人にしない対策が必要と考えます。そこで、お迎えが可能なご家庭には、なるべく通年のお迎えをお願いいたします。お迎えにいらっしゃるの保護者の方に限りません。事前にどなたがお迎えにいらっしゃるかを職員に知らせていただければ、どなたでも結構です。

なお、下記に掲げる台風等の災害時・近隣に不審者情報があつた場合には、児童の安全確保の観点

から、全員を対象に急遽お迎えをお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。  
また可能であれば、5時・6時にお迎えに来ていただき、同じ方向の児童と一緒に帰ってもらうよう、ご協力いただければ幸いです。

## 6 災害時には？

地震・台風・火災その他災害時には事前に連絡をし、学童クラブを休みにすることがあります。  
また、ひとりで帰宅させることが危険な場合、保護者にお子さんの引き取りをお願いすることがあります。そのため、緊急時の連絡に差しつかえることのないよう、連絡先は常に明らかにするようにお願いします。

※ 災害時の対応として、小学校で保護者の引き取りがある場合、学童クラブとしては保護者の代わりに引き取ることはできません。また、引き取り訓練の時も同様ですのであらかじめご承知ください。

## 7 学校伝染病にかかったときは？

学校伝染病にかかったときは、病気が完治するまで学校に準じて学童クラブも休ませてください。なお、完治して学童クラブに復帰する場合には治癒証明は必要ありません。  
とびひ・頭ジラミ等、他のお子さんに影響を及ぼす病気等にかかったときにも、学童クラブにお知らせください。

※  
学  
校  
伝  
染  
病  
と  
は

### (1)第1種学校伝染病

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス

### (2)第2種学校伝染病

インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（3日はしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核

### (3)第3種学校伝染病

流行性角結膜炎（プール病）、急性出血性結膜炎・腸管出血性大腸菌感染症

## 8 アレルギー・病気等の既往症について

お子さんの生活に関わることなのでなるべく詳しくお知らせください。  
入会時に提出していただく児童台帳等に詳しく記入してください。

## 9 入会申請書等の内容に変更があった場合は？

下記の事項に変更があった場合は、すみやかに学童クラブへ連絡し、所定の「届出事項変更届」等を提出してください。

保護者または児童名、住所、電話番号、家族状況、  
児童の保育に欠ける状況（保護者の職場異動、雇用期間延長、転職、産休、） など。

なお入会后、学童クラブ入会基準（保護者の状況、児童の状況または両方）に該当しなくなった場合には、退会手続きに基づき、学童クラブに「退会届」を提出してください。

退会届が提出されない場合は、入会承認取消通知書を保護者へ通知させていただきますのであらかじめご承知おきください。

## 10 個人情報の管理について

学童クラブでは、個人の情報については、その取り扱いに十分注意し収集・管理するよう心がけて参ります。クラブだより等へはあらかじめ同意をいただいてから氏名・写真を掲載いたします。保護者の皆様におきましても学童クラブ情報への取り扱いに、ご配慮くださるようお願いいたします。

資料-⑥ 学校応援団・児童放課後等居場所づくり（ひろば）事業  
（平成19年度学校応援団のしおりから）

# 学校応援団



**学校応援団とは？**（子どもや地域のために、地域の方々の知識やパワーを活かすとともに、学校設備を有効活用することにより、地域の核としての開かれた小学校づくりを推進します。）

学校応援団とは、学校開放運営委員会にPTA関係者、町会・青少年委員などを加えた地域住民を主体に小学校を応援する組織で、学校毎に設置されています。

子どもや地域のために、地域の方々の知識やパワーを活かすとともに、学校施設を有効活用し、地域の核としての開かれた小学校づくりを目指しています。

主な活動は、「児童放課後等居場所（ひろば）づくり事業」「学校開放事業」ですが、「安全管理事業」（登下校時の交通安全誘導や、校外学習時の引率補助）を実施している応援団もあります。

今後さらに、施設や地域人材の知識・パワーを有効活用できるよう取り組みを進めます。



## ひろばとは？

時代の流れの中で、子どもたちを取り巻く社会環境や家庭環境が変化してきています。そして、子どもたちが安全に遊べる場所、安心して過ごせる場所が少なくなってきました。

そこで、区では、各小学校に学校応援団を設立し、放課後などの小学校を活用して、児童がのびのびと過ごせる「児童放課後等居場所（ひろば）づくり事業」を実施しています。

①児童の遊び場の確保、②異年齢児の交流、③読書の推進を図り、子どもたちの伸びやかな成長を支援します。

ひろばでは、学校の授業が終了した放課後に、児童がそのまま学校の校庭や図書室、和室、体育館などで、自主遊びや自主学習、読書などをすることができます。

児童にとっては、帰宅せずにランドセルを置いたまま、学校で友達と安全に楽しく過ごすことができるのが魅力です。また、ひろばでは学校応援団が、地域人材の知識やパワーを活かした企画・運営をする点に特色があります。

この事業は、平成16年6月からスタートし、平成20年1月現在の実施校は、豊玉南小学校、練馬第二小学校、高松小学校、上石神井小学校、大泉学園緑小学校、南が丘小学校、大泉北小学校、早宮小学校、仲町小学校、関町小学校、南町小学校、南田中小学校、中村西小学校、八坂小学校、春日小学校、豊玉東小学校の計16校です。

区では、早期に区立小学校全校での学校応援団設立を目指しています。

## ひろばと学校開放の違いは？

学校開放（校庭・図書館）とは次の点で異なります。

### 1 活動時間

学校開放の平日の活動時間は、原則として午後4時から午後5時までですが、ひろばでは、1年生の下校時から午後5時までです。（11月～1月は午後4時30分までです。）

### 2 活動場所

学校開放の校庭と図書館に加え、ひろばでは和室・会議室などを増やします。

### 3 活動内容

学校開放で実施している児童の安全確保の見守りに加えて、ひろばでは、スタッフが、児童同士が遊ぶきっかけづくりや遊び相手などをします。

## 居場所(ひろば)の概要

対象者	その学校に在籍し、事前登録をした児童 ※ ひろば登録していない児童は、校庭・図書館開放を利用できます。
実施日	学校の授業のある月曜日～金曜日 ※ 既存の校庭・図書館開放は、土・日・祝日や夏休み等の長期休業日も実施しています。
実施時間	放課後(1年生下校時間の午後1時30分頃)～午後5時 (冬季11月～1月は午後4時30分)
活動場所	室内活動場所(和室・会議室・プレイルーム)図書室 体育館など 授業における教室の使用状況により、学校によって利用できる活動場所や利用可能時間が異なります。
スタッフ体制	学校応援団に所属するスタッフ(5名程度)が各活動場所に従事します。 受付業務、巡回、児童の安全確保、遊びのきっかけづくり、遊び相手の役割を担うとともに、終了時には、友達同士や同じ方面に帰宅する児童同士のグループ下校を促します。
活動内容	室内および室外の自主的な遊び、スポーツ、読書、宿題など自習のほか、学校応援団スタッフが企画した季節行事等のイベントへの参加など
参加費	無料(保険料およびイベント等材料費は実費負担)
保険料	スポーツ安全保険料(年間500円、登録時にお支払いいただきます。) ※安全には十分配慮いたしますが、事故等につきましては保護者の責任となります(公園等で事故に遭った場合と同様です)。 そのため、参加する児童には傷害補償・賠償責任補償のための保険への加入をお願いしています。



## 居場所(ひろば)への参加の仕方

---



授業が終わったらランドセルを持ったまま、ひろば受付場所へ直行。名札や名簿で参加受付を済ませてから、ランドセルを棚に置いて各活動場所へ！

何をして遊ぼうかな・・・



宿題も、みんなでやっちゃおう



下校するときは・・・ 活動場所の片付けをしてから、最初の受付場所に戻ります。  
名札返却や名簿でのチェックで下校を確認。  
友達同士や同じ方面に帰る児童同士と一緒に帰るようにスタッフが声かけします。

## ひろばのスタッフ



わたしたちがスタッフです。ブルーの「学校応援団」ベストが目印です。  
ひろばのことでわからないことがあったらいつでも聞きにきてくださいね。

### ひろばには、こない声が寄せられてます！

#### 《子どもたちから》

違う学年のお友達ができた。約束してなくても、ひろばに行くとみんなと遊べる。  
工作とか、いろいろな遊びができて楽しい。

#### 《保護者から》

家で、学校の話をするが多くなった。  
学校にそのまま居るので、公園などより安心。  
テレビゲームをやるのが少なくなって、友だちと遊ぶが多くなった。

#### 《スタッフから》

喧嘩の仲裁など日々大変なことがあります。子どもたちの元気な笑顔を見ると、辛かったことも忘れてしまいます。  
子どもの安全を自分の目で確認でき、お友達とどんな風に遊んでいるのかも分かります。  
子どもとの会話も増えました。(ひろば登録児童の保護者)

#### 《学校から》

子どもたちは、ひろばで、授業中とは違う顔を見せるようです。授業中は気が付かなかった事をスタッフに教えてもらうことがあります。子どもをいろいろな面から見守ることができるのは子どもにとって良いことだと思います。

## 資料-⑦ 児童放課後等居場所づくり事業実施要領

平成16年5月26日  
練教学庶発第164号

### (目的)

第1条 この要領は、練馬区学校応援団に関する規則（平成16年5月練馬区教育委員会規則第12号）に基づき、放課後および学校休業日に、練馬区立小学校（以下「小学校」という。）の校庭、学校図書館、教室および学校体育館を学校教育に支障のない範囲で活用し、「児童放課後等居場所づくり事業」（以下、「事業」という。）を行うことについて、必要な事項および基準を定めることにより、児童の遊び場の確保、異年齢児の交流および読書の推進を図り、もって児童の健やかな成長を支援することを目的とする。

### (実施場所)

第2条 事業を行う場所は、別に定める。

### (実施主体)

第3条 事業の実施主体は、練馬区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事業委託を受けた各小学校の学校応援団（以下「応援団」という。）とする。

### (事業内容)

第4条 応援団は、つぎに掲げる活動を安定的に行うこととする。

- (1) 児童の安全確保
- (2) 児童の自主的な遊び、読書、勉強およびスポーツへの意欲の形成
- (3) 異年齢児間の遊びを通じた交流を促進し、児童の創造性、自主性および社会性を養うこと。
- (4) 家庭および地域との連携による遊びのプログラムの企画および実施
- (5) 前各号のほか児童の健全育成上必要な活動

### (対象児童)

第5条 事業に参加できる児童は、当該小学校に通学する児童で、保護者の承諾を得たうえで申し込んだ者とする。

### (定員)

第6条 事業の定員は、定めのないものとする。

### (登録の申請)

第7条 児童を事業に参加させる保護者は、あらかじめ、登録の申請をするものとする。

### (登録の承認)

第8条 各小学校の応援団は、事業の登録の申請があった場合には、事業の運営上、受け入れ態勢が整わないなどの特段の支障のない限り、当該児童を登録するものとする。

### (登録の有効期間)

第9条 前条の規定による登録の有効期間は、同条の規定による登録のあった日からその日の属する年度の末日までとする。

### (スポーツ安全保険)

第10条 児童を事業に参加させる保護者は、児童をスポーツ安全保険に加入させなければならない。ただし、他の同様の保険に加入している場合はこの限りでない。

### (実施日)

第11条 事業の実施日は、小学校の授業日とする。ただし、各小学校の学校応援団は、当該小学校および教育委員会と協議のうえ、小学校の休業日についても、実施日とすることができる。

(実施時間)

第12条 事業の実施時間は、つぎのとおりとする。

(1) 小学校の授業日 下校時から午後5時まで

(2) 前条ただし書きの規定による実施日 午前9時から午後5時までの間で学校応援団が決めた時間

2 前項の規定にかかわらず、春分の日から秋分の日の前日までは、前項各号の規定による終了時間を午後6時までとすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、秋分の日から春分の日の前日までは、第1項各号の規定による終了時間を午後4時30分までとすることができる。

4 前3項の実施時間は、地域事情に応じて、当該小学校および教育委員会と協議のうえ、変更することができる。

(設備)

第13条 事業の実施にあたっては、事前に各小学校の校長と協議したうえで、小学校内の校庭、学校図書館、教室(和室、会議室、特別教室等)および学校体育館の既存設備を活用するものとする。

2 事業の実施にあたって、新たに必要となる図書、遊び道具、救急医薬品等は、運営委託料により、各小学校の学校応援団が購入する。

3 前項で定める図書など学校に設置する物品については、事前に各小学校の校長と協議したうえで備えるものとする。

(実施体制)

第14条 事業の実施について、教育委員会は、各小学校の応援団の自主性を尊重しつつ、指導および助言を行うものとする。

(他機関との連携)

第15条 各小学校の応援団は、学校、家庭、地域その他関係諸機関との協議および連携を図りながら事業を実施するものとする。

(事故責任)

第16条 第8条において登録の承認をした児童の事故については、本人または保護者が責任を負うものとする。ただし、応援団の責め帰すべき事由がある場合には、学校応援団が責任もって対応するものとする。

(学校開放事業の実施)

第17条 事業の実施に際して、校庭および学校図書館の開放事業を実施する時間帯においては、練馬区立小学校の校庭開放に関する規則(昭和50年4月1日練馬区教育委員会規則第6号)および練馬区立小学校の学校図書館開放に関する規則(昭和52年11月30日練馬区教育委員会規則第5号)の規定による学校開放事業をあわせて実施する。

(自主企画事業の実施)

第18条 各小学校の応援団は、第1条の規定による目的を実現するため、主に小学校の休業日に年1回以上、自主企画事業を実施するものとする。

(委任)

第19条 この要領に定めるもののほか、事業の実施運営に関して必要な事項は、学校教育部長が別に定める。

付則

この要領は、平成16年6月1日から施行する。